

熊本港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する公示

(平13.4.1公示)

(平17.4.1公示)

(平24.4.1公示)

(平31.4.1公示)

1 貨物（船用品及び携帯品を除く。）の積卸場所

港名	場所の名称	所在地	備考
熊本港	(1) 2号岸壁 (水深4.5m、延長120m)	熊本市西区新港1丁目7番地	
	(2) 3号及び4号岸壁 (水深5.5m、延長270m)	熊本市西区新港1丁目8番地 及び新港2丁目3番地	
	(3) 5号岸壁 (水深7.5m、延長130m)	熊本市西区新港2丁目4番地	

2 船用品及び携帯品の積卸場所

港名	場所の名称	所在地	備考
熊本港	(1) 2号岸壁 (水深4.5m、延長120m)	熊本市西区新港1丁目7番地	ただし、当該岸壁に接岸した船舶にその接岸場所から直接積卸する場合に限る。
	(2) 3号及び4号岸壁 (水深5.5m、延長270m)	熊本市西区新港1丁目8番地 及び新港2丁目3番地	
	(3) 5号岸壁 (水深7.5m、延長130m)	熊本市西区新港2丁目4番地	

3 船舶と陸地との交通場所

港名	場所の名称	所在地	備考
熊本港	(1) 2号岸壁 (水深4.5m、延長120m)	熊本市西区新港1丁目7番地	ただし、(1)及び(2)について は当該岸壁に接岸した船舶に交 通する場合に限る。
	(2) 3号岸壁 (水深5.5m、延長180m)	熊本市西区新港1丁目8番地	(3)については、コンテナタ ーミナル内4号及び5号岸壁に接 岸した船舶に交通する場合に限 る。ただし、乗組員が下船後フ ェンスの外に出ることなく乗船 する場合は、同区域内を指定交 通場所とみなす。
	(3) 熊本港コンテナターミナル 正面ゲート及び東側ゲート	熊本市西区新港2丁目2番地 (正面ゲート) 熊本市西区新港1丁目6番地 (東側ゲート)	